

ホルムアルデヒド発散区分、4VOC放散性能 認定番号一覧表

商品区分	システムキッチン
商品シリーズ名	Sクラス キッチン
ホルムアルデヒド発散建築材料区分	ユニット製品
ロット番号／製造年月日	本体、梱包等に表示
ホルムアルデヒド発散等級区分	F☆☆☆☆
表示ルール	住宅部品表示ガイドラインによる
VOC放散性能	4VOC基準適合(木質建材)
表示ルール	住宅部品VOC表示ガイドラインによる

①キャビネット

③扉

②カウンター

④けこみ
(カッボードのみ)

F☆☆☆☆製品表示ラベル
シンクキャビネット内側に貼付

※この写真はシリーズの一例です。
実際とは異なる場合があります。

構成部位		発散建築材料	発散等級区分	認定の種類	認定番号
①キャビネット	天板・側板・底板・棚板	PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	TC0208013、EWMY08001、JQTH18001
	背板	MDF	F☆☆☆☆	大臣認定	MFN-0052、MFN-0068、MFN-2677
②カウンター	補強材	合板	F☆☆☆☆	JAS認定	TCMY07001、EWNZ08002 TC0708013、TC0307459 TC0508054、EWNZ08001 JQID06001、TCMY08002
		PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	JPIC-PW34、JPIC-PW42、JPIC-PW50 JPIC-PW52、JPIC-PW76、JPIC-PW99 MALQ/P01-LF/011、MALQ/P01-LF/012 MALQ/P01-LF/030
		MDF	F☆☆☆☆	大臣認定	EWMY08001、TC0713001、JQTH18001
	メラミンカウンター	PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	MFN-0052、MFN-0068、MFN-2677
③扉	CX40シリーズ(木目) CE30シリーズ(単色) CF30シリーズ(単色) CV30シリーズ(木目) CS30シリーズ(木目) CH20シリーズ(抽象柄) CT20シリーズ(木目) CD10シリーズ(単色) CG10シリーズ(単色)	PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	TC0807041、TC0207115、TC0507014 TC0208082、TC0207134、EWMY08001 TC0108059、TC0713001
	CP50シリーズ(単色)	MDF	F☆☆☆☆	JIS認定	EWNZ11001、EWNZ08002 TCMY08002、TCMY07001 EWNZ08001
		PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	TC0713001、 TC0207115、TC0507014
		接着剤	F☆☆☆☆	大臣認定	MFN-0716
	CQ50シリーズ(単色) CL20シリーズ(単色) CP20シリーズ(木目)	PB※5	F☆☆☆☆	大臣認定	JFP3043-3、JFP3006-1
	Q110シリーズ(単色)	PB※5	F☆☆☆☆	業界団体認定	MFN-0052
④けこみ	規制対象外のため認定書提出の必要なし				

※1 商品構成により、上記に記載したホルムアルデヒド発散建築材料の一部しか使用しない場合があります。

※2 4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・ステレンを示します。

※3 認定書には当社管理上の記載を付しております。

※4 二次加工の接着剤は告示対象のみ記載しています。

※5 PBはパーティクルボードの略称です。

※6 住宅設備・建材商品ご相談窓口(個人のお客様:0120-878-093 法人のお客様:0120-187-150)

※7 アルミ、ステンレス、人造大理石、ガラス、FRP、無機化粧板、化粧鋼板、樹脂成形品等は、告示対象外の基材のため本紙には掲載しておりません。



認 定 書

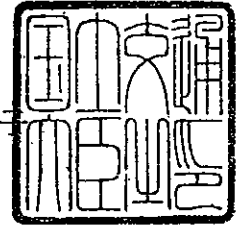
国 住 指 第 3 7 7号

平成15年5月28日

松下電工株式会社

取締役社長 西田一成 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN － 0052

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	100～2200 (mm)
長さ	100～2800 (mm)
厚さ	10.0±0.5、15.0±0.5、16.6±0.5、18.0±0.5、20.0±0.5 (mm)
密度	720±80 (kg/m ³)

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1)表面材	材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm) : 0.15±0.07 質量 (g/m ²) : 120～312
(2)基材	材質：次に示す組成①又は②のパーティクルボード 厚さ (mm) : 9.8±0.1、14.8±0.1、16.4±0.1、17.8±0.1、19.8±0.1 密度 (kg/m ³) : 690±70 ①組成 (質量%) : メラミン・ユリア共縮合樹脂木材用接着剤 15±1 以下 酸化硬化材 4±0.5 以下 ワックス 2±0.5 以下 木材チップ 79±2 以上 ②組成 (質量%) : ユリア樹脂木材用接着剤 1.5～4.0 乳剤 0.1～0.5 パラフィン 0.1～0.3 硬化材 0.3～0.7 尿素 13.0～14.5 木材チップ 80～85

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図 1 に示す。

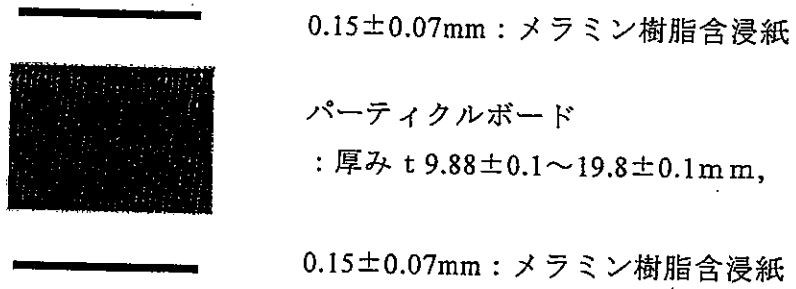


図 1



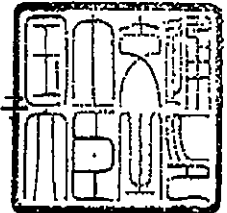
認 定 書

国 住 指 第 4 6 6 号
平成15年6月11日

エム カインドル ホルツインダストリー
カーゲー

代表取締役社長 ウェルナー ベヒトル
ド 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0068

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 申請建築材料名：

両面メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等：

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	2,070 (mm)
長さ	2,800 (mm)
厚さ	15~19±0.3 (mm)
密度	680~750 (kg/m ³)

3. 申請建築材料の構成

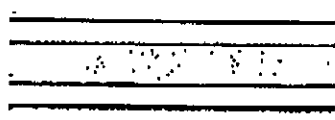
申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1) 表面材	材質：規制対象建築材料に該当しないメラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm)：0.12~0.20±0.01
(2) 基材	材質：次に示すパーティクルボード 規格：EN312-5 (パーティクルボード) 厚さ (mm)：15.0~19.0±0.3 密度 (kg/m ³)：680~750 組成 (質量%)： ユリア樹脂木材用接着剤 11±1.0 以下 木材チップ 89±1.0 以上 ユリア樹脂木材用接着剤の組成 (質量%)： ユリア樹脂 91.0±1.0 イソシアネート系化合物 9.0±1.0

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

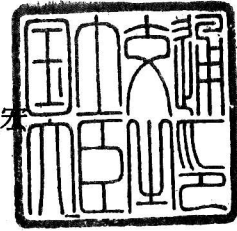
	1. メラミン樹脂含浸紙 (厚み: 0.12~0.2 mm)
	2. パーティクルボード (厚み: 15.0~19.0mm)
	3. メラミン樹脂含浸紙 (厚み: 0.12~0.2 mm)

認定書

国住指第 4690 号
平成 23 年 3 月 28 日

M. Kaindl Holzindustrie KG
Director Doris Buchmesser 様

国土交通大臣 大畠 章



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 20 条の 7 第 4 項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MFN-2677
2. 認定をした構造方法等の名称
両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
厚さ (mm)	8.0 ~ 28.0 (±0.5)
密度 (kg/m³)	厚さ 8mm 以上 14mm 未満 700 (±100) 厚さ 14mm 以上 23mm 未満 650 (±70) 厚さ 23mm 以上 28mm 以下 630 (±70)

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1) 表面材 及び 裏面材	材質：規制対象建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm) : 0.16 (±0.04)
(2) 基材	材質：パーティクルボード 厚さ (mm) : 8.0 ~ 28.0 (±0.5) 組成 (質量%) メラミンユリア樹脂系接着剤 11.0 (±1.0) 木材チップ (針葉樹) 89.0 (±1.0) メラミンユリア樹脂系接着剤の組成 (質量%) : メラミンユリア樹脂 69.0 (±0.1) ホルムアルデヒド 0.5 (+0, -0.1) メタノール 0.5 (±0.1) 水分 30.0 (±0.1)

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

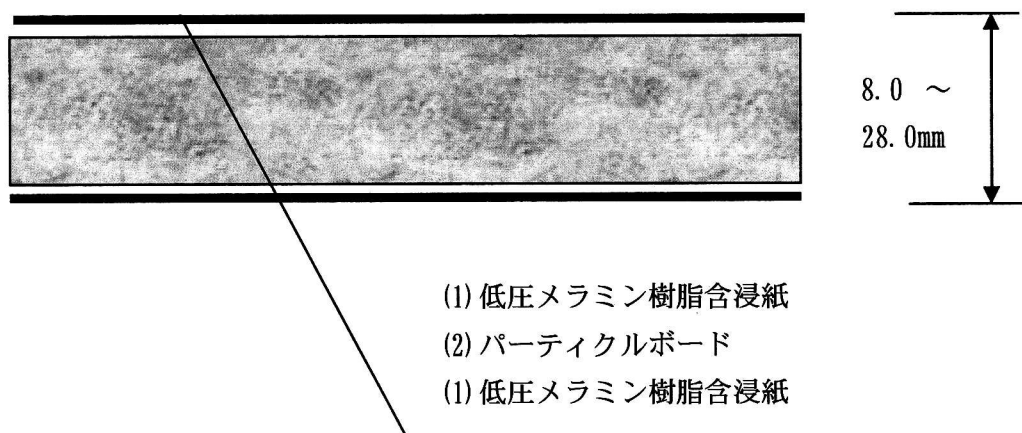


図1 断面図



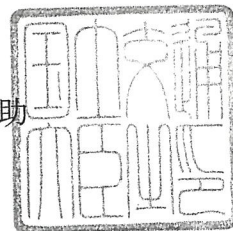
認 定 書

国 住 指 第 1605号
平成15年8月19日

ノーテープ工業株式会社

代表取締役社長 田中長兵衛 様

国土交通大臣臨時代理
国 務 大 臣 片山 虎之助



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN — 0716

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

フェノール樹脂を使用した接着剤

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り